審査基準

令和８年４月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第78条第５項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等に係るものは、札幌方面については高速道路交通警察隊長、函館方面については函館方面本部交通課長、旭川方面については旭川方面本部交通課長、釧路方面については釧路方面本部交通課長又は釧路方面本部十勝機動警察隊長、北見方面については北見方面本部交通課長）
法 令 の 定 め： 道路交通法第114条の３（高速自動車国道等における権限） 道路交通法施行規則第12条(道路使用許可証の再交付の申請) 道路交通法施行細則第28条（高速自動車国道等における権限）
審　査　基　準： 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間： ３日(行政庁の休日は含まない。)
申　　請　　先：申請書は、当該申請に係る許可を行った警察署の交通課（係）に提出してください。 ただし、高速自動車国道等に係る申請書は、下記の申請先に提出してください。 札幌方面については、高速道路交通警察隊 函館方面については、函館方面本部交通課 旭川方面については、旭川方面本部交通課 釧路方面については、釧路方面本部交通課又は釧路方面本部十勝機動警察隊 北見方面については、北見方面本部交通課
問　合　せ　先：当該申請にかかる許可を行った警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部交通課、十勝機動警察隊又は各警察署の交通課 （高速自動車国道等の管轄が札幌方面の場合（電話011－892－9761）） （高速自動車国道等の管轄が函館方面の場合（電話0138－31－0110）） （高速自動車国道等の管轄が旭川方面の場合（電話0166－35－0110）） （高速自動車国道等の管轄が釧路方面の場合 釧路方面本部交通課（電話0154－25－0110） 釧路方面本部十勝機動警察隊（電話0155－23－0964）） （高速自動車国道等の管轄が北見方面の場合（電話0157－24－0110）） （高速自動車国道等以外の場合は、管轄する警察署の交通課）
備　　考：